

# 告示

## 埼玉県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
和光市北地域 包括支援セン ター	和光市新倉二 ―五―一二	ミアヘルサ株 式会社	介護予防支援	令和元年六月一 日
安達歯科クリ ニック	春日部市栄町 一―三二九	安達 泰佑	居宅療養管理 指導	令和元年五月一 日
居宅介護支援 事業所 こころ	坂戸市中小坂 七六五―一八	株式会社G― H e a r t s	介護予防居宅 療養管理指導	平成三十一年三 月一日